

証券コード 7581

2021年11月10日

株 主 各 位

埼 玉 県 吉 川 市 旭 2 番 地 5



株式会社 **サイゼリヤ**

代表取締役社長 堀 埜 一 成

第49期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第49期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年11月24日（水曜日）午後5時までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2021年11月25日（木曜日）午前11時（受付開始 午前10時）
2. 場 所 埼玉県越谷市南越谷1-2876-1
越谷コミュニティセンター（サンシティホール）

（末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。）

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

3. 株主総会の目的事項

- 報告事項**
1. 第49期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第49期（自 2020年9月1日 至 2021年8月31日）
計算書類報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

以 上

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する株主様へのお願い

- 会場受付付近で、株主様のためのアルコール消毒液を配備いたします。
（ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます）
- 会場入口付近で検温させていただき、発熱があると認められる方、体調不良と思われる方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。
- 株主総会の運営スタッフは、体調を確認のうえマスク着用で対応させていただきます。
- 会場が定員に達した場合、当日ご来場いただいてもご入場を制限させていただく場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、下記ウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認いただきますようお願いいたします。
(<https://www.saizeriya.co.jp/>)

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知に添付すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令及び当社定款第3章第15条の規程に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には、記載しておりません。

- ①事業報告の「新株予約権等の状況」及び「業務の適正を確保するための体制」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」及び「注記事項」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」及び「注記事項」

したがいまして、本招集ご通知の提供書面の事業報告、連結計算書類及び計算書類は、会計監査人又は監査等委員会が会計監査報告又は監査報告を作成するに際して、監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

なお、株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.saizeriya.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(提供書面)

事業報告

(自 2020年9月 1日)
(至 2021年8月31日)

1. 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う経済活動自粛が徐々に緩和され、個人消費は回復の兆しがみられました。しかし、新型コロナウイルス感染症の再拡大により、2021年1月に11都道府県を対象とした緊急事態宣言が再発出され一度は解除されたものの、まん延防止等重点措置や2021年4月に3度目の緊急事態宣言が都市部を中心に発出され、さらに2021年8月に4回目の緊急事態宣言が発出され、依然として予断を許さない状況が続いております。

外食産業におきましては、新型コロナウイルス感染者数の減少や政府の景気刺激策などにより、徐々に売上高は回復の兆しがみられたものの、緊急事態宣言の再発出による外出自粛や、酒類の提供自粛及び営業時間短縮再要請などの影響により、依然として厳しい状況が続いております。また、テイクアウトやデリバリーの利用が急増するなど、外食業界をとりまく環境が大きく変化しております。

このような状況のもと、当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症対策を最優先課題とし、飛沫感染防止のため客席にパーテーションを設置するなど、お客様が安心・安全に御食事頂ける店舗環境作りに取り組んでまいりました。深夜営業を無くすことで従業員の安全を確保し、開店と閉店の作業時間を短縮することで店舗運営の効率化に努めてまいりました。

これらの取り組みの結果、当連結会計年度の売上高は、1,265億13百万円（前期比0.3%減）、営業損失は22億64百万円（前期は38億15百万円の営業損失）、経常利益は34億55百万円（前期は20億91百万円の経常損失）、親会社株主に帰属する当期純利益は17億65百万円（前期は34億50百万円の親会社株主に帰属する当期純損失）となりました。

セグメント別の業績は、次のとおりであります。

「日本」は、新型コロナウイルス感染者数の減少や政府の景気刺激策などにより、売上高は回復傾向にありましたが、ソーシャルディスタンス確保のために客席数を減少させた影響などにより、売上高は861億81百万円（前期比9.6%減）、営業損失72億10百万円（前期は56億23百万円の営業損失）となりました。

「豪州」は、当社で使用する食材の製造等を行っており、売上高は48億46百万円（前期比21.6%増）、営業利益は6億28百万円（前期比3,004.4%増）となりました。

「アジア」は、香港における新型コロナウイルス感染症再拡大の影響があったものの、中国経済はコロナ禍から急回復をしており、売上高は402億10百万円（前期比28.0%増）、営業利益は44億25百万円（前期比152.1%増）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度中の設備投資総額は76億31百万円であり、その主なものは、店舗の新設（119店舗）などによるものであります。なお、設備投資の総額には、無形固定資産の取得、店舗を賃借するための敷金、差入保証金及び建設協力金の支払を含みます。

③ 資金調達の状況（2021年8月31日現在）

当連結会計年度に所要資金として、金融機関より短期借入金として100億円及び長期借入金として125億円の調達をいたしました。

(2) 財産及び損益の状況

区 分	第 46 期 (2018年8月期)	第 47 期 (2019年8月期)	第 48 期 (2020年8月期)	第 49 期 (2021年8月期) (当連結会計年度)
売 上 高	154,063百万円	156,527百万円	126,842百万円	126,513百万円
親会社株主に帰属する当期純利益又は親会社株主に帰属する当期純損失(△)	5,074百万円	4,980百万円	△3,450百万円	1,765百万円
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額(△)	102円69銭	101円48銭	△70円84銭	36円31銭
総 資 産	104,896百万円	108,970百万円	120,068百万円	138,045百万円
純 資 産	83,396百万円	85,177百万円	80,355百万円	83,569百万円
1株当たり純資産額	1,681円87銭	1,728円67銭	1,640円56銭	1,700円52銭

- (注) 1. 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数に基づいて算出しております。また、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式は、連結貸借対照表において自己株式に計上しているため、期中平均株式数から控除しております。
2. 第49期の営業成績の状況につきましては、前記の「(1) ①事業の経過及び成果」に記載のとおりであります。

(3) 重要な子会社の状況

重要な子会社の状況

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の 所有割合 (%)
SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD.	オーストラリア ヴィクトリア州	3,890 (64百万豪ドル)	肉製品・ソース類等 食材の製造	100
上海薩莉亜餐飲 有限公司	中華人民共和国 上海市	1,344 (98百万円)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
広州薩莉亜餐飲 有限公司	中華人民共和国 広州市	1,042 (79百万円)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
台湾薩莉亜餐飲股份 有限公司	台湾 台北市	914 (290百万TWD)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
北京薩莉亜餐飲管理 有限公司	中華人民共和国 北京市	891 (66百万円)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITED	中華人民共和国 香港特別行政区	493 (40百万HKD)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100
SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD.	シンガポール	561 (8百万SGD)	イタリアンレストラン のチェーン展開	100

当社の子会社は、上記の重要な子会社7社と広州サイゼリヤ食品有限公司の計8社であります。

(4) 対処すべき課題

現在、以下の項目を対処すべき課題と考えております。

- ① 新型コロナウイルス対策
- ② 出店立地拡大
- ③ 新販売チャネルの構築
- ④ 利益体質の改善
- ⑤ 工場のロス削減
- ⑥ 改装による快適な食事空間の創出
- ⑦ デジタル化による店舗作業の省人化
- ⑧ 新業態によるアフターコロナのビジネスモデル作り
- ⑨ 組織と個人の価値最大化
- ⑩ 社員正規化の推進
- ⑪ SDGsの推進
- ⑫ 海外事業ガバナンス体制の見直し、中長期を見据えた組織構造の再設計

(5) 主要な事業内容（2021年8月31日現在）

当社グループは、当社（株式会社サイゼリヤ）及び子会社8社で構成され、外食事業を基幹事業としております。

① 日本

当社は、「日々の価値ある食事の提案と挑戦」をメニュー提案のテーマとして、イタリアンワイン&カフェレストラン『サイゼリヤ』を全国に1,080店舗運営しており、『スパゲティ・マリアーノ』などのファストフード店を9店舗運営しております。国内の5工場では、店舗で使用する食材の製造及び物流業務を行っております。

② 豪州

SAIZERIYA AUSTRALIA PTY. LTD. は当社で使用する食材の製造等を行っております。

③ アジア

上海薩莉亜餐飲有限公司は、上海でレストラン『サイゼリヤ』を148店舗（2021年8月末）運営しております。

広州薩莉亜餐飲有限公司は、広州でレストラン『サイゼリヤ』を127店舗（2021年8月末）運営しております。

台湾薩莉亜餐飲股份有限公司は、台北でレストラン『サイゼリヤ』を17店舗（2021年8月末）運営しております。

北京薩莉亜餐飲管理有限公司は、北京でレストラン『サイゼリヤ』を85店舗（2021年8月末）運営しております。

HONG KONG SAIZERIYA CO. LIMITEDは、香港でレストラン『サイゼリヤ』を56店舗（2021年8月末）運営しております。

SINGAPORE SAIZERIYA PTE. LTD. は、シンガポールでレストラン『サイゼリヤ』を31店舗（2021年8月末）運営しております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2021年8月31日現在)

当社本社 埼玉県吉川市旭2番地5
国内生産拠点 神奈川工場、福島工場、兵庫工場、千葉工場
国内営業拠点 全国33都道府県、1,089店舗

地域別店舗分布

地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数	地 域	店 舗 数
東 京 都	217	神 奈 川 県	129	千 葉 県	122
埼 玉 県	98	大 阪 府	82	愛 知 県	72
兵 庫 県	49	福 岡 県	28	静 岡 県	27
茨 城 県	26	京 都 府	24	宮 城 県	21
三 重 県	20	北 海 道	17	栃 木 県	16
福 島 県	16	岐 阜 県	15	新 潟 県	11
長 野 県	11	広 島 県	11	石 川 県	10
滋 賀 県	9	群 馬 県	9	奈 良 県	8
山 形 県	6	山 梨 県	6	富 山 県	5
岡 山 県	5	和 歌 山 県	5	熊 本 県	5
福 井 県	4	山 口 県	3	佐 賀 県	2

海外生産拠点 オーストラリアヴィクトリア州
海外営業拠点 中国上海市、中国広州市、中国北京市、台湾台北市、香港、シンガポール

(7) 使用人の状況 (2021年8月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減 (名)
4,134 (11,091)	30減 (11減)

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数 (1人当たり1日8時間換算) を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	前事業年度末比増減 (名)	平均年齢	平均勤続年数
2,153 (6,915)	71増 (1,026減)	38.8歳	13.5年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は () 内に年間の平均人数 (1人当たり1日8時間換算) を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	5,000百万円
株式会社三菱UFJ銀行	5,000百万円
株式会社三井住友銀行	5,000百万円
株式会社千葉銀行	5,000百万円
三井住友信託銀行株式会社	2,500百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況 (2021年8月31日現在)

- ① 発行可能株式総数 73,208,000株
- ② 発行済株式の総数 49,427,925株 (自己株式2,844,417株を除く)
- ③ 株主数 55,568名
- ④ 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持株比率
正 垣 泰 彦	15,248,892株	30.85%
株 式 会 社 パ ベ ッ ト	4,355,516	8.81
サイゼリヤ従業員持株会	1,788,843	3.62
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,740,500	3.52
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	1,509,000	3.05
株式会社日本カストディ銀行 (信託E口)	670,000	1.36
株式会社日本カストディ銀行 (信託口5)	468,600	0.95
株式会社日本カストディ銀行 (信託口6)	416,100	0.84
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	363,000	0.73
株式会社日本カストディ銀行 (信託口1)	355,300	0.72

(注)1. 当社は自己株式を2,844,417株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
また、当該自己株式には、従業員インセンティブ・プラン「株式給付信託(J-ESOP)」制度の信託財産として、株式会社日本カストディ銀行(信託E口)が保有する当社株式670,000株を含んでおりません。

- なお、同株式は、連結計算書類及び計算書類において自己株式として表示しております。
- 2. 持株比率は、自己株式数を控除した発行済株式の総数により算出しております。
- 3. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しております。

- ⑤ 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況
当事業年度中に交付した株式報酬の内容は次のとおりです。

区 分	株 式 数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	14,000株	2名
社外取締役 (監査等委員を除く)	—	—
取締役 (監査等委員)	—	—

(2) 会社役員 の 状況 (2021年8月31日現在)

① 取締役 の 状況

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	正 垣 泰 彦	
代表取締役社長	堀 埜 一 成	
取 締 役	長 岡 伸	海 外 事 業 本 部 長
取 締 役	島 崎 孝 二	
取締役(常勤監査等委員)	中 嶋 靖 雄	
取締役(監査等委員)	渡 辺 晋	山 下 ・ 渡 辺 法 律 事 務 所 代 表
取締役(監査等委員)	松 田 道 春	松 田 公 認 会 計 士 事 務 所 所 長 マ ニ ー 株 式 会 社 社 外 取 締 役 株 式 会 社 オ ー プ ン ド ア 社 外 監 査 役

- (注) 1. 島崎孝二、渡辺晋、松田道春の3氏は社外取締役であります。
2. 当社は、島崎孝二、渡辺晋、松田道春の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 取締役(常勤監査等委員)中嶋靖雄氏は、当社グループ全体の内部統制システムの保持及び監査業務において豊富な実務経験を有するものであります。
4. 取締役(監査等委員)渡辺晋氏は、弁護士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
5. 取締役(監査等委員)松田道春氏は、公認会計士としての専門知識及び豊富な経験と知見を有するものであります。
6. 柴田良平氏は、2020年11月26日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって、取締役(常勤監査等委員)を退任いたしました。

② 責任限定契約の内容の概要

会社法第427条第1項の規定に基づき、社外取締役3名と賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令に定める額としております。

③ 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することになる争訟費用及び損害賠償金の損害を当該保険契約により補填することとしております。

当該保険契約の被保険者は当社取締役(監査等委員である取締役を含む)であります。

④ 常勤の監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、監査等委員の監査・監督機能を強化し、取締役(監査等委員である取締役を除く)からの情報収集及び重要な社外会議における情報共有並びに内部監査部門と監査等委員会との十分な連携を可能にするため、中嶋靖雄氏を常勤の監査等委員として選定しております。

⑤ 取締役の報酬等

イ. 役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月16日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

なお、2021年10月13日開催の取締役会において、任意の指名委員会及び報酬委員会を設置し、取締役の指名及び報酬について同委員会に諮問をすることを決議しております。

a. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等及び非金銭報酬等により構成し、業務執行取締役以外の非業務執行取締役等については、その職務に鑑み基本報酬のみを支払うこととする。

b. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

c. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等の内容又は額並びに数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（KPI）を反映した現金報酬とし、各事業年度の営業利益に応じて算出する。目標となる業績指標（KPI）とその値は、計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な企業価値向上との連動性を強化した報酬構成とするため、株式報酬型ストック・オプション、譲渡制限付株式報酬等とし、役位、職責、在任年数に応じて他社水準や当社の業績を考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

d. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額及び非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合は、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、上位の役位ほど業績連動報酬のウェイトが高まる構成とし、具体的な種類別の報酬割合は代表取締役に一任する。

e. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

個人別の報酬額については取締役会決議にもとづき代表取締役がその具体的内容について委任をうけるものとし、その権限の内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の担当事業の業績を踏まえた業績連動報酬等の評価配分とする。取締役会は、当該権限が代表取締役によって適切に行使されるよう監視する。

ロ. 役員報酬等の総額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬	非金銭報酬	
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	143 (2)	119 (2)	—	24 (—)	4 (1)
取締役 (監査等委員) (うち社外取締役)	16 (4)	16 (4)	—	—	4 (2)

- (注) 1. 取締役 (監査等委員を除く) の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 取締役 (監査等委員を除く) の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において、年額500百万円以内 (うち社外取締役分は年額50百万円)、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内 (うち社外取締役分は年額20百万円)、譲渡制限付株式付与のための報酬額として年額200百万円以内 (社外取締役は除く) と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員を除く) の員数は7名 (うち、社外取締役1名) です。
3. 取締役 (監査等委員) の報酬限度額は、2016年11月29日開催の第44期定時株主総会において年額50百万円以内、また、この報酬等の額と別枠で、ストックオプション報酬額として年額200百万円以内と決議いただいております。なお、当該株主総会終結時点の取締役 (監査等委員) の員数は3名 (うち、社外取締役2名) です。
4. 上記報酬等の額には、譲渡制限付株式による報酬額 (取締役 (監査等委員を除く) 24百万円) が含まれております。
5. 上記の人数には、2020年11月26日開催の第48期定時株主総会終結の時をもって退任した1名の取締役が含まれております。

⑥ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役 (監査等委員) の渡辺晋氏は、山下・渡辺法律事務所の代表であります。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

取締役 (監査等委員) の松田道春氏は、松田公認会計士事務所所長、マニー株式会社の社外取締役及び株式会社オープンドアの社外監査役を兼務しております。当社と兼職先の間には特別の関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

取締役の島崎孝二氏は、当事業年度に開催した取締役会に14回中14回すべてに出席し、国際事業における豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

取締役 (監査等委員) の渡辺晋氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中14回及び監査等委員会13回中13回すべてに出席し、弁護士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

取締役 (監査等委員) の松田道春氏は、当事業年度に開催した取締役会14回中14回及び監査等委員会13回中13回すべてに出席し、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき、助言、提言を行っております。

(3) 会計監査人の状況

- ① 名称 有限責任監査法人トーマツ
- ② 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	56百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	56百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
2. 会計監査人の報酬額については、上記以外に前事業年度に係る追加報酬の額が6百万円あります。

③ 会計監査人の報酬等に監査等委員会が同意した理由

監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、前期の監査実績の分析・評価、監査計画の監査時間・配員計画、会計監査人の職務遂行状況、報酬見積の相当性等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

④ 子会社の監査に関する事項

当社の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

⑤ 非監査業務の内容

該当事項はありません。

⑥ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、当該会計監査人が会社法第340条第1項各号に定められている解任事由に該当する状況にあり、かつ改善の見込みが無いと思われる場合、もしくは、監督官庁から監査業務停止処分を受ける等、当社の監査業務に重大な支障をきたす事態が生じた場合には、当社監査等委員会は、その事実に基づき当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査等委員会の決議に基づき、「会計監査人の解任」又は「会計監査人の不再任」に関する議案の内容を決定し、株主総会に付議いたします。

⑦ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

[備 考]

- 1. 本事業報告記載の金額については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。
- 2. 売上高等の金額には、消費税及び地方消費税は含まれておりません。

連結貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	70,042	流 動 負 債	25,445
現金及び預金	55,332	買掛金	4,125
売掛金	550	短期借入金	10,000
テナント未収入金	940	リース債務	4,338
商品及び製品	7,550	未払法人税等	746
原材料及び貯蔵品	1,368	賞与引当金	771
その他	4,299	株主優待引当金	207
固 定 資 産	68,002	資産除去債務	268
有 形 固 定 資 産	50,953	その他	4,988
建物及び構築物	25,952	固 定 負 債	29,030
機械装置及び運搬具	1,516	長期借入金	12,500
工具、器具及び備品	4,169	株式給付引当金	984
土地	6,938	リース債務	8,093
リース資産	66	繰延税金負債	4
使用権資産	11,341	資産除去債務	7,299
建設仮勘定	968	その他	148
無 形 固 定 資 産	412	負 債 合 計	54,475
投資その他の資産	16,637	純 資 産 の 部	
投資有価証券	259	株 主 資 本	80,342
敷金・保証金	10,337	資本金	8,612
建設協力金	111	資本剰余金	10,801
繰延税金資産	5,744	利益剰余金	68,343
その他	196	自己株式	△7,414
貸倒引当金	△12	その他の包括利益累計額	2,570
資 産 合 計	138,045	為替換算調整勘定	2,570
		新 株 予 約 権	656
		純 資 産 合 計	83,569
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	138,045

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連 結 損 益 計 算 書

(自 2020年9月 1日)
(至 2021年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		126,513
売 上 原 価		46,360
売 上 総 利 益		80,152
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		82,417
営 業 損 失 (△)		△2,264
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	210	
為 替 差 益	595	
保 険 金 収 入	3	
補 助 金 収 入	4,822	
雇 用 調 整 助 成 金	327	
そ の 他	444	6,403
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	399	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	238	
そ の 他	45	683
経 常 利 益		3,455
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	108	108
特 別 損 失		
減 損 損 失	646	
固 定 資 産 除 却 損	183	
店 舗 閉 店 損 失	134	
そ の 他	5	970
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		2,593
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	1,325	
法 人 税 等 調 整 額	△498	827
当 期 純 利 益		1,765
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		1,765

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

貸借対照表

(2021年8月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	46,243	流動負債	17,898
現金及び預金	34,297	買掛金	3,168
売掛金	529	短期借入金	10,000
テナント未収入金	887	リース債	9
商品及び製品	6,566	未払金	2,785
原材料及び貯蔵品	831	未払費用	67
前払費用	1,531	未払法人税等	470
その他	1,598	未払消費税	45
固定資産	54,877	預り金	365
有形固定資産	31,383	前受収益	3
建物	20,067	賞与引当金	445
構築物	290	株主優待引当金	207
機械及び装置	1,034	設備関係未払金	41
車両運搬具	0	資産除去債務	189
器具及び備品	2,369	その他	98
土地	6,759	固定負債	20,250
リース資産	66	長期借入金	12,500
建設仮勘定	796	株式給付引当金	984
無形固定資産	404	リース債務	65
借地権	12	資産除去債務	6,554
商標権	7	その他	145
ソフトウェア	315	負債合計	38,148
電話加入権	57	純資産の部	
無形固定資産仮勘定	11	株主資本	62,315
投資その他の資産	23,088	資本金	8,612
関係会社株式	8,862	資本剰余金	10,801
長期前払費用	86	資本準備金	9,007
繰延税金資産	5,144	その他資本剰余金	1,794
敷金・保証金	8,816	利益剰余金	50,315
建設協力金	111	利益準備金	2,153
店舗賃借仮勘定	47	その他利益剰余金	48,163
その他	32	別途積立金	48,710
貸倒引当金	△12	繰越利益剰余金	△547
		自己株式	△7,414
		新株予約権	656
資産合計	101,120	純資産合計	62,972
		負債・純資産合計	101,120

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(自 2020年9月 1日)
(至 2021年8月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		86,181
売 上 原 価		32,981
売 上 総 利 益		53,199
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		60,410
営 業 損 失 (△)		△7,210
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	32	
為 替 差 益	571	
補 助 金 収 入	4,429	
受 取 ロ イ ヤ リ テ ィ ー	971	
雇 用 調 整 助 成 金	327	
そ の 他	222	6,555
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	19	
デ リ バ テ ィ ブ 評 価 損	238	257
経 常 損 失 (△)		△912
特 別 利 益		
新 株 予 約 権 戻 入 益	108	108
特 別 損 失		
減 損 損 失	235	
固 定 資 産 除 却 損	81	
店 舗 閉 店 損 失	48	365
税 引 前 当 期 純 損 失 (△)		△1,170
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	267	
法 人 税 等 調 整 額	△306	△39
当 期 純 損 失 (△)		△1,131

(注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

株式会社サイゼリヤ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 小 松 聡 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 藤 井 淳 一 (印)

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2020年9月1日から2021年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社サイゼリヤ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基いて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年10月21日

株式会社 サイゼリヤ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
さいたま事務所

指定有限責任社員 公認会計士 小 松 聡 ⑨
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 井 淳 一 ⑨
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社サイゼリヤの2020年9月1日から2021年8月31日までの第49期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会 の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年9月1日から2021年8月31日までの第49期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結株主資本等変動計算書）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実
は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当
該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、
指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年10月26日

株式会社サイゼリヤ 監査等委員会

常勤監査等委員 中 嶋 靖 雄 ㊞

監査等委員 渡 辺 晋 ㊞

監査等委員 松 田 道 春 ㊞

(注) 監査等委員渡辺晋氏及び松田道春氏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

1. 剰余金の処分に関する事項

第49期は、繰越利益剰余金が547百万円の欠損となりましたが、株主の皆様への安定配当を実施するため、別途積立金の取崩しについてご承認をお願いするものであります。

① 減少する剰余金の項目とその額

別途積立金	1,900,000,000円
-------	----------------

② 増加する剰余金の項目とその額

繰越利益剰余金	1,900,000,000円
---------	----------------

2. 期末配当に関する事項

第49期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、以下のとおりといたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金18円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、889,702,650円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

2021年11月26日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く）全員（4名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く）4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、監査等委員会は、各候補者に関して、当社の取締役として適任であると判断しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式数
1	しょう がき やす ひこ 正垣 泰彦 (1946年1月6日)	1968年 4月 レストラン サイゼリヤ創業 1973年 5月 株式会社マリアーナ商会 (現・当社)を設立 代表取締役社長就任 2009年 4月 代表取締役会長就任(現任)	15,248,892株
2	ほり の いっ せい 堀 埜 一成 (1957年2月7日)	2000年 4月 当社入社 2000年 5月 商品3部長 2000年11月 取締役就任 2007年 3月 第3事業部長 2008年11月 エンジニアリング部長 2009年 4月 代表取締役社長就任(現任)	117,630株
3	なが おか のぼる 長 岡 伸 (1962年8月4日)	1986年 7月 当社入社 1995年 3月 商品部長 1996年11月 取締役就任(現任) 2007年 3月 第2事業部長 2010年 5月 組織開発本部長 2018年12月 海外事業本部長(現任)	30,466株
4	あら かわ たかし ※荒川 隆 (1959年5月5日)	1982年 4月 農林水産省入省 2015年 6月 同省 大臣官房長 2017年 6月 同省 農村振興局長 2019年 1月 損害保険ジャパン日本興亜(株)顧問 2021年 6月 一般財団法人食品産業センター 理事長(現任)	一株

- (注1) ※は、新任の社外取締役候補者であります。
- (注2) 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- (注3) 荒川隆氏は、社外取締役候補者であります。

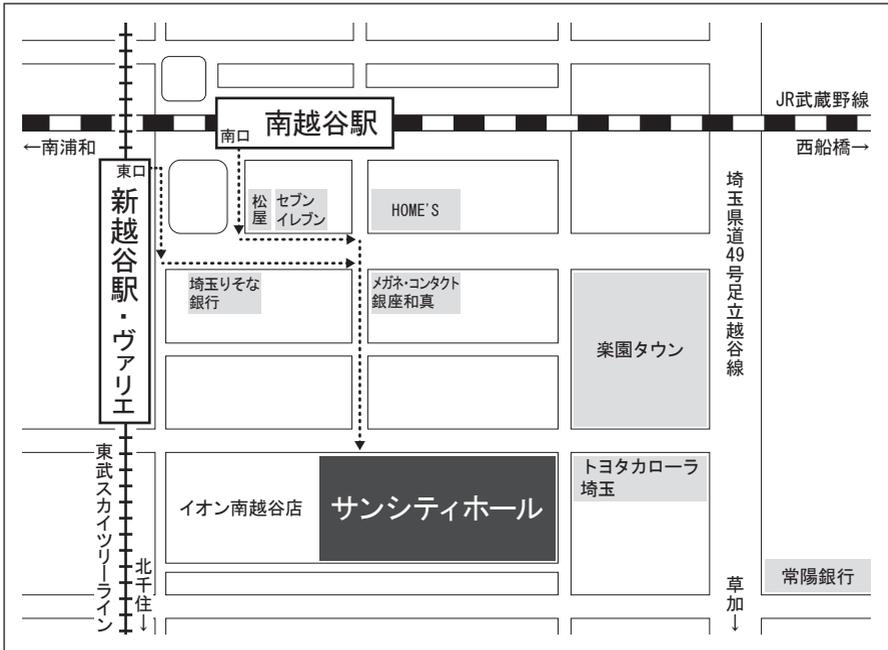
同氏を社外取締役候補者として選任する理由は、同氏は農林水産省の要職を歴任されるなど、豊富な経験と高い見識を有しており、今後もその豊富な経験と高い見識を当社の経営の監督に活かしていただくとともに、取締役会の機能をさらに強化するため、社外取締役候補者としたものであります。

なお、同氏は東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合、当社は、同氏を独立役員として届け出る予定であります。

- (注4) 当社は、荒川隆氏の選任が承認された場合には、同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく賠償責任の限度は、法令の定める最低限度額といたします。
- (注5) 当社は、保険会社との間で、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者が株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしております。なお、各候補者が取締役を選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

株主総会会場ご案内図



名称 越谷コミュニティセンター（サンシティホール）
所在地 〒343-0845 埼玉県越谷市南越谷1-2876-1
問合せ先 TEL 048-985-1111

JR武蔵野線南越谷駅（南口）
東武スカイツリーライン新越谷駅（東口）より徒歩約3分

※駐車場の用意はいたしておりませんので、
お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

株主総会にご出席の株主様へのお礼の品（お土産）の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。